

## 平成 30 年度 固定資産税【償却資産】申告のお願い

下記の申告対象者に該当される方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに、資産がある市町村に申告していただくことになっております。

申告書に必要な事項をご記入のうえ、下記期限内に提出して下さい。なお、申告書が届いていない場合は税務課までお問い合わせください。

### 【申告対象者】

- ・ 会社や個人で事業のために用いることができる資産をお持ちの方
- ・ 事業として他人に貸し付けしている資産をお持ちの方

例：小売業・飲食業・工場・作業所・建設業・理容、美容業・病院・診療所・駐車場業  
不動産賃貸業（ビル・アパート）・パチンコ店・自動車整備業・ガソリン販売所  
木工業・鉄工業・ゴルフ練習場・クリーニング業・カラオケボックスなど

### 【償却資産の具体例】

- ・ 工具、器具及び備品、車輛及び運搬具、航空機、船舶、機械及び装置、構築物、太陽光発電設備

### 【申告期限】

## ・ 平成 30 年 1 月 31 日(水)

※月末は窓口が大変混み合いますので、お早目の提出にご協力ください。

### 【提出書類】

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- ③ 種類別明細書（減少資産用）

郵送で申告し、申告書の控え（受付印を押印後）を返信希望の方は、必ず返信用切手・返信用封筒を同封願います。

申告書の手引きは与那原町ホームページ「まどぐち」⇒「税金」により取得できます。

～eLTAXによる申告受付も可能です～

eLTAXご利用に関するお問合せ

- ・ eLTAXヘルプデスク 0570-081459（ハイシンコク）
- ・ ホームページアドレス <http://www.eltax.jp>

償却資産申告の内容に関するお問合せ

- ・ お問い合わせ 税務課 償却資産係 Tel (098) 945-4477

**重要なお知らせ**・・・与那原町においては、固定資産税の適正課税を行う為、地方税法第354条の2に基づき、国税資料（法人税申告等）の閲覧を行っております。

提出された償却資産申告書の資産明細との照合の結果、申告漏れなどがありましたら、取得した年度に遡って申告内容の修正を行なっていただきますので、申告の際には、改めて申告内容のご確認をお願いします。

また、申告書の受理後、申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いします。